

区割りの改定案の作成方針

平成13年9月

衆議院議員選挙区画定審議会

1. 区割り基準

(1) 各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とする。

(イ) 各選挙区の人口は、全国の議員1人当たり人口の $2/3$ から $4/3$ までとし、全国の議員1人当たり人口の $4/3$ を上回る選挙区は設けないものとし、全国の議員1人当たり人口の $2/3$ を下回る選挙区はできるだけ設けないものとする。

		H12国調人口(速報値)
(参考)	全国の議員1人当たり人口	423,064人
	同 上 $\times 2/3$	282,043人
	同 上 $\times 4/3$	564,085人

(ロ) 各選挙区の人口は、当該都道府県の議員1人当たり人口の $2/3$ から $4/3$ までとする。

(ハ) 都道府県の議員1人当たり人口が全国の議員1人当たり人口の $2/3$ を下回る都道府県にあっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするものとする。

(2) 市(指定都市にあっては行政区)区町村の区域は、分割しないことを原則とする。
ただし、次の場合には、市区の区域は分割するものとする。

(イ) 市区の人口が全国の議員1人当たり人口の $4/3$ を超える場合

(ロ) 市区の人口が当該都道府県の議員1人当たり人口の $4/3$ を超える場合

(ハ) 当該都道府県の人口最大の市の区域をもって単独の選挙区としたときに全国の議員1人当たり人口の $2/3$ を下回る選挙区が生じる場合(当該市の人口が当該都道府県の議員1人当たり人口を下回る場合を除く。)

(ニ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(3) 郡（北海道にあっては支庁）の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、郡の区域は分割することができるものとする。

(イ) (1)に沿った選挙区を設けるために必要な場合

(ロ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ハ) 郡の区域が現に他の郡市により分断されている場合又は郡の区域に離島を含む場合

(4) 選挙区は、飛地にしないものとする。

(5) 地勢、交通、歴史的沿革、人口動向その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

2. 作業手順

(1) 定数が増加する県にあっては、当該県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も多いものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。

(2) 定数が減少する道県にあっては、当該道県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。

(3) 定数に異動がない都府県にあっては、各選挙区について区割り基準への適合状況を検証し、次の選挙区について所要の改定案を作成するものとする。

(イ) 全国の議員1人当たり人口の4/3を上回る選挙区

(ロ) 全国の議員1人当たり人口の2/3を下回る選挙区又は区割り基準の(1)(ハ)に該当する県内の選挙区で区割り基準に照らし改定を要するもの

(ハ) (イ)又は(ロ)に該当しないが、区割り基準に照らし改定を要する選挙区

(4) 作業の結果得られた区割りの改定案が合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。

区割り案の作成方針

1. 区割り基準

(1) 各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とする。

(イ) 各選挙区の人口は、全国の議員1人当たり人口の $2/3$ から $4/3$ までとし、全国の議員1人当たり人口の $4/3$ を上回る選挙区は設けないものとし、全国の議員1人当たり人口の $2/3$ を下回る選挙区はできるだけ設けないものとする。

(参考)	全国の議員1人当たり人口(確定値)	412,037人
	同上 $\times 2/3$	274,692人
	同上 $\times 4/3$	549,382人

(ロ) 各選挙区の人口は、当該都道府県の議員1人当たり人口の $2/3$ から $4/3$ までとする。

(ハ) 都道府県の議員1人当たり人口が全国の議員1人当たり人口の $2/3$ を下回る都道府県にあっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするものとする。

(2) 市(指定都市にあっては行政区)区町村の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、市区の区域は分割するものとする。

(イ) 市区の人口が全国の議員1人当たり人口の $4/3$ を超える場合

(ロ) 市区の人口が当該都道府県の議員1人当たり人口の $4/3$ を超える場合

(ハ) 当該都道府県の人口最大の市の区域をもって単独の選挙区としたときに全国の議員1人当たり人口の $2/3$ を下回る選挙区が生じる場合

(ニ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(3) 郡（北海道にあっては支庁）の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、郡の区域は分割することができるものとする。

(イ) (1)に沿った選挙区を設けるために必要な場合

(ロ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ハ) 郡の区域が現に他の郡市により分断されている場合又は郡の区域に離島を含む場合

(4) 選挙区は、飛地にしないものとする。

(5) 地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

2. 作業手順

(1) 都道府県の区域を地域区分するに当たっては、現行の衆議院議員の選挙区の区域を手がかりとする。

この場合において、現行選挙区の区域又は2以上の現行選挙区の区域をあわせた区域に2以上の選挙区を設けるときは、その区域の地理上の周辺部から、順次、当該区域の議員1人当たり人口を目途とし、かつ、1.区割り基準に適合するよう、選挙区を設けていくものとする。

(2) 作業の結果得られた区割り案が合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。